

令和3年6月22日（火曜日）

**不当要求議員が関わる事業の真相を究明する特別委員会**

**議会会議室**

**出席議員**

三和 衛、竹尾浩司、常盤真功、白井義一、  
西本真造、杉本博昭、井川一善、竹中隆一、  
妻鹿幸二、谷川真由美、大西陽介、伊藤大典

**欠席議員**

三木和成

**開会**

**10時48分**

**協議**

**10時48分**

（委員長）

NHKから本委員会の撮影許可を求める申出を受けているが、撮影を許可してもよいか。

（委員）

異議なし。

（委員長）

テレビ撮影を許可することとする。

また、昨日の委員会で、産業局長から、新市場の新築工事实施設設計委託に係る入札発注の取り止めに関する発言があったが、産業局長から本日の委員会に出席の上、改めて、当該事案について、説明を行いたいとの申出を受けた。産業局の出席を認めて、説明を受けることとしたいと思うがどうか。

（委員）

異議なし。

（委員長）

出席を許可することとする。

**産業局**

**10時50分**

**報告事項説明**

・姫路市中央卸売市場新市場新築工事实施設設計委託に係る入札発注の取り止めについて

**質問**

**10時58分**

（質問）

本事案について、不当要求行為もしくは不当要求行為のおそれがあったのか。

（答弁）

入札の公告中であつたが、令和元年5月30日に松岡議員から入札を取り下げるべきとの申出があり、それに応じたわけである。

通常ではあり得ない形で入札を中止せざるを得なかったものであり、その部分について大きな関与があつた。

（質問）

事実関係を報告していることは分かるが、当局はこの松岡議員の関与を不当要求行為もしくは不当要求行為のおそれに該当すると考えているのか。

（答弁）

不当要求があつたと考えている。

（質問）

不当要求行為があつたと考えるのであれば、そのための認定手続を行う必要があるのではないのか。

（答弁）

指摘のとおりであり、職員倫理課と現在協議中である。

（質問）

現時点では結果待ちの状況であり、本日は事実関係の報告だけであると理解すればよいのか。

（答弁）

追加案件として審査をお願いしたいと考えている。

（質問）

ほかの所管事項と同様、我々が審査して真相究明を行うことを求めているという理解でよいのか。

（答弁）

そうだ。

（質問）

再確認するが、産業局としては不当要求行為であると認識しているのか。

（答弁）

そのとおりである。

（質問）

職員倫理審査会にかけて判断していく流れに乗っているのか。

（答弁）

審査会については協議中であるため、進捗状況の詳細な答弁は差し控えたい。引き続き協議は進めていく。

(質問)

積算システムのリース料の見直しが判明したとあるが、その見直しがあつて設計書を修正する必要があつたのか。

(答弁)

本事案は設計事務所を決めるための入札であるが、設計事務所の作業の過程における、1つの積算業務について見直しが発生した。

(質問)

仕様書の追加があるが、柱・梁等の接合部分の構造計画において、汎用的なボルトによる構造計画は必要であつたのか。

(答弁)

この当時、高力ボルト不足問題が全国的に生じていた。円滑に工事が進むよう高力ボルトを極力使用しないような構造計画を見直した。

(要望)

高力ボルト問題は、入札の中止があつたから見直しを行ったのか。従来の構造計画でも問題はなかったのか。今後の委員会で説明されたい。

(要望)

高力ボルト問題などは、入札を中止にする理由ではない。たまたま中止になったから追加で修正したものであり、入札を中止することを正当化するための後づけ理由だ。

入札を、議員からの要望があつたとしても途中で取りやめてよいのか。松岡議員は5月30日に説明会が完了していないと主張しているが、5月25日に全ての説明会は完了している。

また、説明会でいろいろ意見が出たとしても、設計業者が決定した後に、そこで協議して意見等を反映させることは可能だ。

その程度の問題を1議員からの申出で延期や中止すると、入札制度の根本を揺るがすことになる。

業者にも繁忙期の関係などから入札に参加できるタイミングがある。市はそのようなことを考慮

せず入札公告を行う。

よほど当該入札に重大な瑕疵があれば別であるが、入札の公平性、正確性を考えると、この程度のことで入札を中止させることは、明らかに不当要求行為であると思う。

この状況であれば、気に入らなければ何らかの理由をつけて延期や中止をさせることができてしまう。だから、このようなことは絶対にあってはいけない。

局長の説明のとおり、これは明らかに不当要求行為であると思う。職員倫理課と相談中との説明があつたが、不当要求行為であると局長が十分吟味して判断すれば、職員倫理審査会にかけるまでもない。もう少し資料を整理して次回の審査で再提出されたい。

(質問)

再公告を令和元年6月20日に行っているが、その前日に松岡議員に説明している。誰がどのような内容を説明したのか。公告前に入札情報が漏れたということにならないのか。

(答弁)

メモしかない状況であるため、今後、確認していきたい。

(要望)

先ほど局長は不当要求行為と認めたが、重要であるのは5月30日と31日の経過だけである。産業局長と副市長の間でどのようなやり取りがあつて中止とすることを決定したのか。

今、メモを探してというような答弁があつたかもしれないが、きちんと資料提供できる確証はあるのか。なければ当時の産業局長の出席を求めざるを得ない。きちんと解明できる資料を提出されたい。

(委員長)

本事案に関して、松岡議員から不当要求があつたと認識しているとの答弁があつたので、本委員会の所管事項に加えたいと思うがどうか。

(委員)

異議なし。

(委員長)

各委員からの意見や要望を反映した資料を、次回審査までに準備されたい。

**質問終了**

**11時17分**

**産業局終了**

**11時17分**

### **協議事項**

- ・百条調査権の本委員会への委任について
- ・中間報告について

### **協議**

**11時17分**

(委員長)

昨日の委員会で3地区における工事等に係る随契については監査委員に監査請求を行い、報告を求めることを決定したが、本日は百条調査権について協議したい。

正副委員長で協議した結果、執行部のほうで松岡議員の行為に関して、不当要求行為もしくは不当要求行為のおそれと認定する動きもあるため、それに該当する可能性がある事案について百条調査権の委任を本委員会に求めているかどうかの結論に至った。現時点では、浜手緑地・白浜地区の公園整備に関すること及び白浜小学校の相撲場整備に関する2件となる。

また、黒塗り部分を外した資料請求については、まずは秘密会を条件に資料請求を行い、執行部が拒否する場合、当該事案に関して本委員会に百条調査権の委任を受けて、再請求を行ってはどうかと思う。

先に諮るが、本定例会の最終日に本委員会に百条調査権の委任を求めるための議案を提出することに異議はないか。

(委員)

異議なし。

(委員長)

事務局、確認と補足説明はあるか。

(事務局)

調査事項、調査権限、期限及び経費について確認が必要である。前回の百条委員会では、調査権限は、地方自治法100条の1項、同条10項、98条第1

項とし、調査期限は閉会中も調査を行うことができるものとし、調査経費は100万円以内とした。

調査事項については、先ほど委員長から提案のあった浜手緑地・白浜地区の公園整備に関すること及び白浜小学校の相撲場整備に関するものの2件は対象となると思うが、そのほかに調査事項を追加するかどうかの協議も必要である。

(委員長)

先ほどの産業局から説明を受けた案件も当局としては不当要求行為であると認識しているようである。この案件についてはどうか。

(委員)

当局も不当要求行為であるという前提で審査してほしいとの意向であり、後から百条調査権の委任を受けるとなれば、9月定例会を待つか、臨時会開催が必要になってしまう。とりあえず対象としてはどうか。百条調査権を行使するかどうかは別問題である。

また、前回の百条委員会は不当要求行為であっても暴言的な発言が中心であったが、今回百条調査権の対象となるのは、いずれも入札妨害疑惑のある案件だ。これは、不適切というだけでなく、違法行為の疑いがあり、場合によっては刑事告発すべきものとなるので、百条調査権を行使して徹底的に調べる必要があると思う。

(委員)

あまり範囲を広げると時間がかかるため絞るべきであると思うが、栗生の松原公園や白浜西山公園のトイレ整備も不当要求行為に該当すると思う。

(委員長)

当局が明らかに不当要求行為であると認識している案件からでどうか。調査事項は後からでも追加できる。

(委員)

百条調査権を行使しなくても十分議論できる内容もあるが、違法かどうかは我々が勝手に判断するのではなく、形式的にも証人喚問で松岡議員を呼び出し、発言の確認が必要であると思う。また、前副市長の証言を得るにもやはり百条調査権を行

使用するしかない。

そう考えると入札案件は違法行為の可能性が多分にあるため百条調査権を行使するしかない。その他の案件については今後の審査で必要となれば追加してはどうか。まずはこの3件を対象とすればよいと思う。

(委員長)

先ほどの提案のとおり調査事項は、姫路市中央卸売市場新市場新築工事実施設計委託に係る入札発注の取りやめに関することを追加した3件としたいと思うがどうか。

(委員)

異議なし。

(委員長)

事務局確認を。

[事務局確認]

(委員長)

調査権限、調査期限及び調査経費に関しては、前回の百条委員会に倣うことでよいか。

(委員)

異議なし。

(委員)

先ほど決定した内容は重要なことである。事務局に命じて、決定内容を今すぐ資料として配付してほしい。

(委員長)

それでは、5分ほど暫時休憩としたい。

**休憩**

**11時39分**

**再開**

**11時43分**

(委員長)

先ほど要望のあった資料を机上に配付しているので事務局に説明させる。事務局。

[事務局から資料説明]

(委員長)

百条調査権を本委員会に委任することを求める議案は、議員提出議案として本定例会の最終日に提出することとし、提出者は、本日欠席の委員を除く全委員としたい。また、提案理由説明者はどうすべきか。

(委員)

委員長にお願いしたい。

(委員長)

提案理由説明者は私でよいか。

(委員)

異議なし。

(委員長)

事務局確認を。

[事務局確認。]

(委員長)

中間報告であるが、前回の百条委員会を参考にし、本委員会の設置経緯、各委員会開催日の議論の概略及び一定の結論の出た事案については、事業の概略や本委員会の意見・要望を盛り込むこととしたい。内容については正副委員長に一任してもらいたいがどうか。

(委員)

異議なし。

(委員長)

正副委員長で協議を行い、作成することとしたい。

次に次回の委員会の開催日であるが、本定例会終了後に、事業概要説明会の日程が割り当てられている。特別委員会は7月2日と5日であるが、できれば両日開催としたい。審査内容は、一定の結論に達していない事案の報告と昨日総務局長から要求のあった令和3年度に執行予定の入札及び軽工事業案件の審査を行いたいと思うがどうか。

(委員)

異議なし。

(委員)

プロポーザル関係の面談記録は、黒塗り部分が

多く内容が分からない。当局と協議調整して、黒塗り部分を外した資料提供を請求してほしい。

(委員)

正副委員長の判断に委ねるが、音声データを聴取したほうがよいとの判断があれば聞いてみてもよいと思う。検討されたい。

**閉会**

**11時46分**